

著しい管理不全の状態にある空き家に対する行政代執行法に基づく戒告

京都市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。)及び「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、管理不全の状態にある空き家の所有者に対して、必要な措置をとるよう指導等を実施しています。

下記の空き家は、著しい管理不全の状態にあり、周辺住民や通行人に危害を及ぼすおそれがあるため、法第2条第2項の特定空家等に該当することから、所有者に対して勧告及び命令を行ってまいりましたが、現在に至っても必要な措置がなされておりません。

つきましては、本市において行政代執行の手続を進めることとし、行政代執行法第3条第1項の規定に基づき、令和6年5月16日付けで空き家の所有者に対して戒告しました。

1 空き家の概要 (別紙参照)

(1) 空き家の所在地

京都市伏見区東柳町5-1-1番1 (家屋番号 13番)

(2) 空き家の所有者

西成 宏

(3) 空き家の状況

屋根が崩落するなど劣化が著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散等により、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

2 措置の内容

当該空き家の除却又はこれに相当する措置

3 措置の期限

令和6年7月17日 (水)

<現地で取材をする場合>

事前に住宅政策課(075-222-3667)まで御連絡をお願いします。

(注意事項)

- ・ 危険ですので、空き家の敷地内には立ち入らないでください。
- ・ 近隣の敷地に無断で立ち入らないでください。
- ・ 空き家からの落下物に注意してください。

【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第22条第2項

市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

第22条第3項

市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

第22条第9項

市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

【参考】行政代執行法（抜粋）

第2条

法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代ってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第3条第1項

前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

第3条第2項

義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

第3条第3項

非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。